

回 覧 令和6年5月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| 〈募集〉 | 1 | ◆多文化共生ミニ講座「セカチカ～世界は意外と近い！」開催！
◆みまた にほんご きょうしつ「にほんごではなそう」～にほんごを たのしく べんきょうして、ともだちをつくろう！～ |
| | 2 | ◆わくわく教室「みんなでできるボードゲーム～コミュニケーション能力を高めよう～」の受講生を募集します
◆地域おこし協力隊を募集中！ |
| 〈お知らせ〉 | 3 | ◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・発信を支援します |
| | 4 | ◆5月は自動車税種別割を納める月です
◆三股町結婚新生活支援事業のお知らせ |
| | 5 | ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう |
| | 6 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 7 | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します |
| | 8 | ◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します |
| | 11 | ◆ <small>せんていえだ</small> 剪定枝のリサイクル事業を行っています |
| | 12 | ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください |

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

令和5年4月～3月の本町の状況
 一般：7,764件
 1億9,611万円
 企業：9件
 200万円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。
 三股町長 木佐貫 辰生

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|--|
| 〈お知らせ〉 | 13 | ◆6月2日～8日は「危険物安全週間」です
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |
| | 14 | ◆殿岡生活改善センター日曜開放のお知らせ |
| 〈保健と福祉〉
(高齢者) | | ◆高齢者の補聴器購入費用の一部を補助します |
| 〈保健と福祉〉
(一般) | 15 | ◆三股町人間ドックのお知らせ |
| 〈農林畜産業関連〉 | 16 | ◆令和6年度 都城北諸地域農作業料金および賃金表について |
| 〈相談〉 | | ◆「こころの健康相談」を実施します |
| | 17 | ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆多文化共生ミニ講座「セカチカ～世界は意外と近い！」開催！

外国人の友達を作りたい人、異文化に興味がある人、ぜひご参加ください！ 学生、子どもも歓迎です！！

- 講座内容 = 外国人の文化や習慣
日本語教室でのボランティア活動
多文化共生社会について
- 開催日時 = 5月19日(日) 正午～午後1時 (毎月1回開催)
- 開催場所 = 町中央公民館
- 参加費 = 無料
- 定員 = 10人
- 申込み = chikyujin.base@gmail.com
- 公式サイト = chikyujinbase.com
- 締め切り = 5月16日(木)

【日本語教室でボランティア活動をしてみませんか？】

この講座に参加した人は、同日開催の日本語教室で外国人の学習サポートや交流イベントの企画運営など、さまざまな活動に参加することができます。外国語を話せなくても大丈夫です。日本語で話します。(ボランティア証明あり) 気軽にご参加ください！

【日本語教師も募集しています！】

多文化共生事業では、外国人への日本語個別指導、日本語教室などの講師(有償)を募集します。日本語教師養成講座受講中の人、気軽にご連絡ください。

- ★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
☎:52-9311(直通)にお願いします。

◆みまた にほんご きょうしつ「にほんごではなそう」 ～にほんごを たのしく べんきょうして、ともだちを つくろう！～

- おかね = 0円 (おかね は いりません)
- い つ = 5がつ19にち(にちよう) ごご1じ～3じ
(まいつき 1かい かいさい)
- ばしょ = みまたちょう ちゅうおうこうみんかん
三股町五本松8-1(みまたちょう ごほんまつ 8-1)
- もうしこみ = chikyujin.base@gmail.com
- こうしきさいと = chikyujinbase.com

Mimata Japanese Language Class : Let's Speak Japanese!

Have fun learning Japanese and make friends!

- ・Do you want to speak Japanese?
- ・Do you want to make Japanese friends?
- ・Do you want to learn about Japanese culture and lifestyles?

Join us at the Mimata Japanese Language Class!

We offer programs for all levels, from beginners to advanced learners.

- ・Classes held once a month
- ・Learn everyday Japanese
- ・Experience Japanese culture
- ・Have fun!

Study in groups with Japanese supporters.

This is a great way to make friends.

Free classes (no fee required)

If you are interested, please contact us.

May class :

- ・Date and time: Sunday, May 19th, 1:00 PM - 3:00 PM
- ・Location: Mimata Central Community Center
(Mimata-cho Gohonmatsu 8-1)
- ・Registration: chikyujin.base@gmail.com
- ・Website: chikyujinbase.com

Let's have fun learning Japanese at our Mimata Japanese LanguageClass!



◆わくわく教室「みんなでできるボードゲーム～コミュニケーション能力を高めよう～」の受講生を募集します

町教育委員会では、「みんなでできるボードゲーム～コミュニケーション能力を高めよう～」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

- 講師 = 南九州大学 川田耕太郎 准教授、人間発達学部学生
- 教室の内容 = ボードゲームを通してコミュニケーション能力の向上を目指します。

- 開催場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」 大会議室
- 対象者・定員 = 小・中学生 計12人、高校生 計12人 合計24人
- 開催回数・開催日時 = 全2回

- 1回目 7月6日(土) 午前10時～正午
- 2回目 8月9日(金) 午後1時～3時

- 準備するもの = なし
- 受講料 = 500円

■わくわく教室について =

- 申込人数が10人未満の場合や申込者のうち7人以上が本町に在住または在勤していない場合は、開講することができません。
- 定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります。
※先着順ではありません。

■申し込み方法 =

- 上記の二次元コードからの電子申請または、教育課(町中央公民館内)・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(町中央公民館内)に直接提出してください。
- 受付期間:5月1日(水)～6月2日(日)
(窓口での受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです)

★お申し込み・お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
☎:52-9311(直通)、ファクス:52-9724にお願いします。



お申し込みはこちら

◆地域おこし協力隊を募集中！

観光資源、特産品の魅力再発見プロジェクト！
『ふるさと納税』や『地域商社』に興味がある人を募集しています！

町では、地域活性化に意欲のある人と一緒に、新たな視点で地域の魅力化に取り組むとともに、移住・定住を促進するため、地域おこし協力隊の受け入れを行っています。

お知り合いなどで地域おこし協力隊に興味のある人や、本町への移住・Uターンを検討している人はいませんか？ぜひ、町公式サイトをご確認ください。

【地域おこし協力隊】とは、町が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として任命し、一定期間以上、町民と一緒に地域活性化に取り組んでもらうことで地域力の維持・強化を図るとともに隊員の町への定住・定着を進めるものです。

■募集内容 = 観光資源、特産品の魅力再発見プロジェクト！

- ふるさと納税に関する活動
 - 地域商社に関する活動
- ※隊員の具体的な活動や受け入れ先、その他詳細については町公式サイトをご覧ください。



町公式サイトはこちら

■募集人員 = 若干名

■応募資格 =

- 年齢:20歳以上(令和6年4月1日現在)概ね40歳未満
- 3大都市圏(注)および政令指定都市に在住の人で、生活の拠点を三股に移すとともに、三股町に住民票を異動することができる人、または、三股町以外の地域で、地域おこし協力隊員としての活動経験が2年以上あり、かつ活動期間終了後1年以内の人。
(注)3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
※政令指定都市など、現在、お住まいの住所が対象となる地域が分からない場合は、企画商工課にお問い合わせください。

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)
☎:52-1114(直通)にお願いします。

◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・発信を支援します

ふるさと納税を活用した地域資源の促進や地域の活性化を図るため、地域性の高い新商品の開発、発信および設備の整備など、新たな取り組みを企画している町内事業者などが行う事業に対して経費の一部を支援します。

■補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した返礼品の発送を継続して行うと認められるもの。

- ①町内に住所がある個人または町内に本社または店舗、工場などの事業所を設置している個人、団体および法人であること。
 - ②町税などの滞納がないこと。
- ※そのほか、詳しい条件は補助金交付要綱を確認してください。

■補助対象事業

- ①町の地域資源を活用し開発する新返礼品(注)で2月28日(金)までに三股町ふるさと納税の返礼品登録が可能なもの。
 - ②ほかの補助金などを受けているまたは受ける見込みのある事業の補助対象経費は対象外。
- (注)新返礼品：三股町ふるさと納税推進事業実施要綱で定める特産品などの要件を満たし、新たに開発し登録する返礼品または既返礼品を改良する返礼品。

■補助対象経費

補助対象経費	使途区分および範囲
報償費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る指導費用
旅費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る旅費
需用費 (1)消耗品費 (2)印刷製本費	(1)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な包装、梱包材、材料、機材、道具の購入に要する経費。 (2)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な容器、リーフレット、パンフレットなどの作成および印刷に要する経費。

役務費 (1)通信運搬費 (2)手数料	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な運搬料など
委託料	成分、モニター調査、試作品、商品パッケージなどの加工、試験、分析などに係る費用
使用料および賃借料	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な資機材、物品などの賃借料
原材料費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な原料または材料
備品購入費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な機器資材

■補助率および限度額

補助対象経費(税抜)×補助率(3分の2)＝補助額(限度額50万円)
 ※ただし、応募件数が多い場合は、予算の範囲内で補助額を調整します。
 ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
 ※原則、1事業者につき1回限りとします。

■事業の流れ

- 事前相談 = 必ず提出前に担当部署へ事前相談してください。
「ふるさと納税応援事業者」の新規承認申請をする場合は、別途要件を確認します。
- 受付期間 = 5月1日(水)～6月6日(木) 午後5時
- 審査 = 提出された書類を基にヒアリング審査を行います。
- 交付決定 = 10月下旬予定
- 事業実施 = 新返礼品の開発→返礼品登録
※返礼品登録期限 令和7年2月28日(金)
- 実績報告期限 = 事業完了後30日以内または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日



※様式や要綱などは、町公式サイトでご確認ください。

町政情報 > ふるさと納税 > 令和6年度みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金について



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、ふるさと納税推進室 ☎:36-6171(直通)

E-mail:furusato@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。

◆5月は自動車税種別割を納める月です

自動車税種別割は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録のある自動車の所有者または使用者に課税され、納期限は5月31日(金)です。

金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンなどからのクレジットカード納付・アプリ決済も可能です。
(詳しくは納税通知書の裏面および同封のチラシをご覧ください。)

なお、障がいのある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当している場合、納期限までに申請することで自動車税種別割が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。



★お問い合わせは、

都城県税・総務事務所

納付に関すること ☎:23-4516

減免に関すること ☎:23-4517 をお願いします。

◆三股町結婚新生活支援事業のお知らせ

町では、新婚生活のスタートを応援するため、住宅賃貸費用等の一部を補助しています。申請する人は、対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前に企画商工課へお問い合わせください。



■対象世帯 = ①～③の条件を全て満たす人

①令和6年1月1日以降に婚姻した

②婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下

③夫婦の合計所得が500万円未満(※直近の所得証明書の額)

■対象経費 = 4月1日～令和7年2月28日までに支払った費用が対象となります。期限を過ぎる場合は、ご相談ください。

◎住宅取得費用

婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに取得した住宅の購入または新築に要した費用。ただし、居住用途の部分と事業用途の部分(店舗など)が併存する併用住宅においては、居住用途の部分のみ対象とします。

◎住宅リフォーム費用

婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに実施した、住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用。ただし、居住用途の部分と事業用途の部分(店舗など)が併存する併用住宅においては、居住用途の部分のみ対象とします。

◎住宅賃貸費用

婚姻を機に新たに契約した住宅の賃借に要した費用および既に契約済の住宅で婚姻日または婚姻を機に同居を始めた日以後の住宅の賃借に要した費用のうち賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料。ただし、居住用途の部分と事業用途の部分(店舗など)が併存する併用住宅においては、居住用途の部分のみ対象とします。

◎引越費用

婚姻を機に町内に引越する際に要した経費のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用。

■補助金額 = 最大30万円

■受付期間 = 令和7年2月28日(金)午後5時まで

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係 (3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通)をお願いします。



町公式サイトはこちら

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

■イヌの飼い主の皆さんへ

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに
イヌのふんを放置することは
禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあります、とても不衛生です。

○運動や散歩の時は、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップやトイレトーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝など、リードをつけずに散歩する人が増えています。また、自宅の庭で対策をせずに放し飼いをしている人もいます。イヌを放す行為は、周囲の人にとってもイヌにとっても非常に危険です。飼い主として、愛犬家として絶対にやめましょう。

■ネコの飼い主の皆さんへ

①ネコは室内で飼うように
努めましょう！

②ネコには首輪・名札を付け
ましょう！



🐾 屋外は、病気の感染や
交通事故などの危険がいっぱい！

🐾 よその家の庭でふんをしたり、
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付れたり…
ご近所の迷惑にもなります！



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑を掛けたり、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)

をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、都市整備課建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり13万6,000円のうち、国・県・町が13万円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

5棟

※定数になり次第、締め切ります。

2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

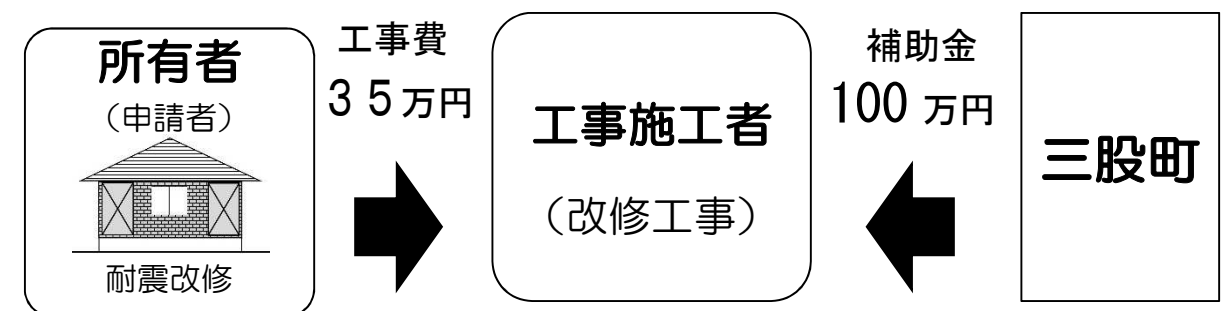
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。



◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80%以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

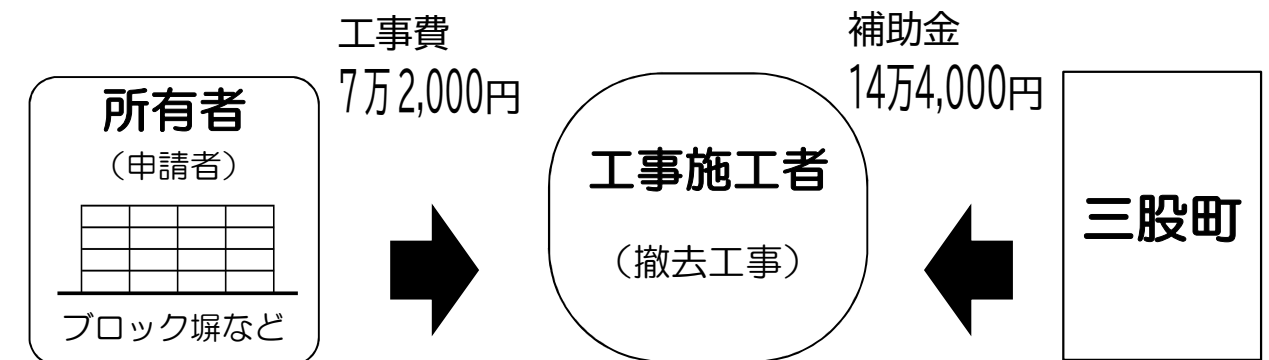
- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/延
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6,000円(税抜き)のとき)

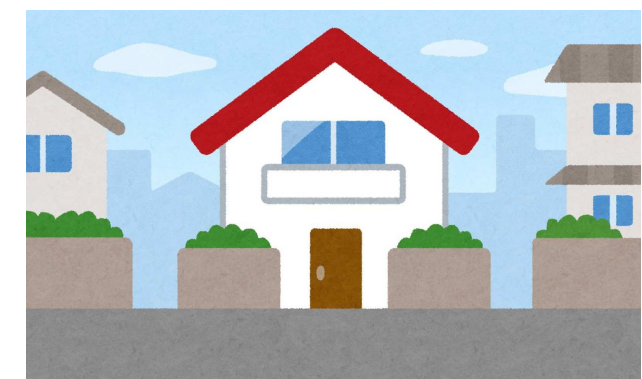


※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9065(直通)をお願いします。

◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します

1. 備品等貸出事業

■事業内容 =

公益的な環境美化活動に対して備品などの貸し出しを行います。

■貸し出しを行う備品など =

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出条件など	貸出場所
1	2トトラック	1	普通自動車免許	町役場 都市整備課
2	軽トラック	1	普通自動車免許	
3	自走式芝刈り機	1		
4	草刈り機	2		

■貸出日時 =

土曜・日曜・祝日 午前8時～午後6時

【12月29日(日)～令和7年1月3日(金)を除く】

※町の公務使用に支障がある場合は使えません。

※次に案内する道路等環境整備事業を行う団体は優先して使用できます。

■使用できる団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■使用できる活動 =

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設の環境美化のために行う活動など

■申し込み方法 =

備品を使用する3日前までに都市整備課に申請書を提出してください。貸出備品が重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先に貸し出します。

2. 道路等環境整備事業

■事業内容 =

町道の草刈り作業と刈り草の集草作業。

※次ページの図にある作業箇所を、8月までに1回目の作業を行い、2回実施する場合は、12月までに作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■奨励金 =

1回1区あたり15円(2回を上限とし、10万円まで支給)

■申し込み方法 =

5月31日(金)までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。



3. 公園等環境整備協働事業

■事業内容 =

小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業。

※10ページの図にある公園を、原則として年7回(4月から10月まで毎月)作業を行ってまいります。

■実施対象団体 =

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

■奨励金 =

10ページの「公園等環境整備協働事業対象公園一覧表」でご確認ください。

■申し込み方法 =

5月31日(金)までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

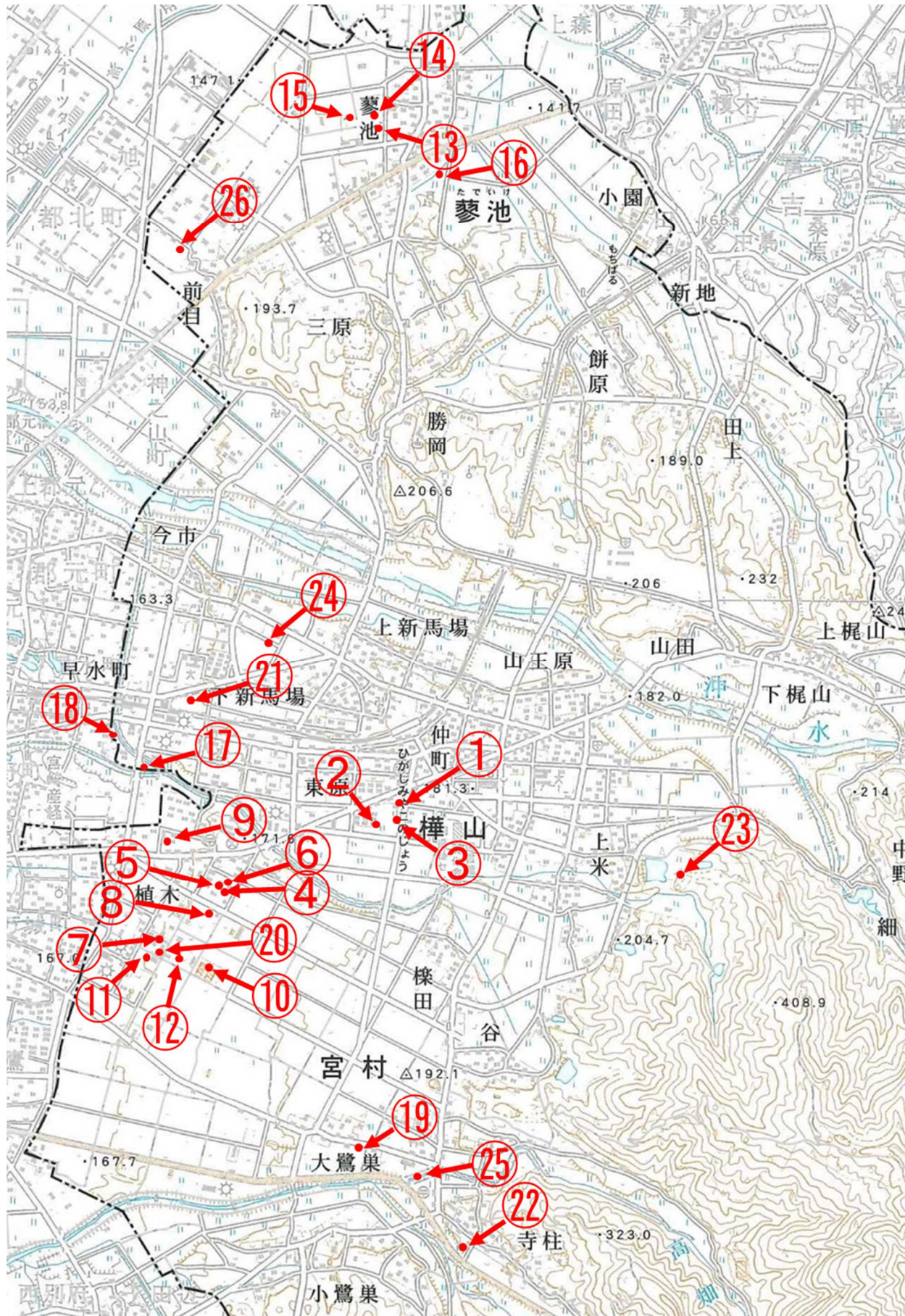
■実施団体の決定 =

応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。

★お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 道路公園係(2階 ③番窓口)

☎:52-9068(直通) にお願ひします。

■下図の公園での作業を募集します。
 皆様のご協力をお願いします。



■公園等環境整備協働事業対象公園一覧表

番号	名称	所在地	面積 m ²	活動奨励金 (1回当たりの単価)円
1	五本松小公園	三股町五本松17-1	824	6,600
2	西五本松公園	〃 大字榎山3276-11	148	1,600
3	もみの木小公園	〃 大字榎山3314-7	559	4,500
4	植木小公園1号	〃 大字榎山1852-41	414	3,300
5	植木小公園2号	〃 大字榎山1870-13	410	3,300
6	植木小公園3号	〃 大字榎山1877-18	293	2,300
7	植木小公園4号	〃 大字宮村2918-7	265	2,100
8	植木小公園5号	〃 大字宮村3006-16	133	1,600
9	植木小公園6号	〃 大字榎山1923-30	93	1,600
10	植木小公園7号	〃 大字宮村3034-61	616	4,900
11	植木小公園8号	〃 大字宮村2789-30	454	3,600
12	植木南小公園	〃 大字宮村2785-5	333	2,700
13	蓼池小公園1号	〃 大字蓼池3717-9	153	1,600
14	蓼池小公園2号	〃 大字蓼池3850-18	136	1,600
15	蓼池小公園3号	〃 大字蓼池3720-10	109	1,600
16	三本松小公園	〃 大字蓼池3528-15	109	1,600
17	稗田小公園	〃 稗田62-1	785	6,300
18	都三小公園	〃 稗田57-3	399	3,200
19	大鷺巣小公園	〃 大字宮村1876-17	112	1,600
20	やまと小公園	〃 大字宮村2918-49	182	1,600
21	中原小公園	〃 大字榎山5036-85	900	7,200
22	眺霧台小公園	〃 大字宮村1201-22	282	2,300
23	上米公園城跡広場	〃 大字榎山115-3	630	5,000
24	中原児童公園	〃 新馬場30-1	2,500	20,000
25	一町田公園(法面)	〃 大字宮村1566	250	2,000
26	前目公園(遊具広場)	〃 大字蓼池4201-1	1,500	12,000

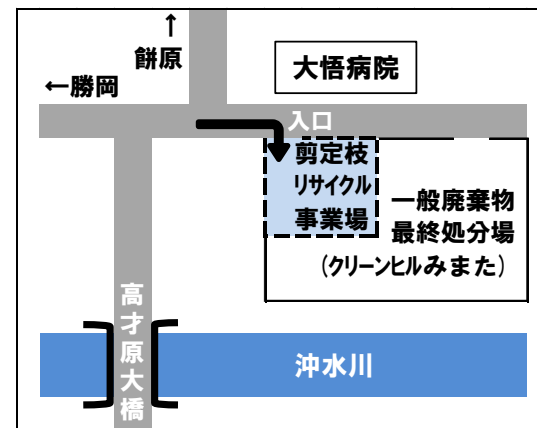
せんていえだ
◆剪定枝のリサイクル事業を行っています

町では、ごみの減量化・資源化を目的に、町内の家庭から発生した剪定枝を堆肥化する「みどりのリサイクル」を行っています。

この活動は、通常では焼却される剪定枝を腐葉土として再生することで資源の循環を形成し、焼却時の二酸化炭素抑制にもつながる活動です。

■受入場所 =

町一般廃棄物最終処分場
(クリーンヒルみまた)西隣り



■受入時間 =

受入時間	月曜～金曜	午前 8時30分 ～ 正午 午後 1時 ～ 4時30分
	土曜・日曜	午前 8時30分 ～ 11時30分

※祝日、振替休日および12月31日～1月3日は休み。

※台風や大雨の場合は、受け入れを中止します。

■搬入できるもの =

- ・直径が10cm以下で、町内の個人宅から出た剪定枝が対象です。
 - ・直径が5cm～10cmの場合は、長さを50cm以内に切ってください。
- ※事業者の搬入はできません。

■受け入れできないもの =

- ・キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシなど
(毒性やかぶれ物質がある樹木で、堆肥化に適さないため。)
 - ・ユズ、キンカン、梅などトゲのあるもの
(作業員のけがの原因となるため。)
 - ・ササ、タケ、シュロ、イチョウ、ヒバなど
(微生物を使った分解が難しく、醗酵を抑制してしまうため。)
 - ・マツ、ソテツ、フェニックス、実のなる木など
(破砕機にヤニや樹液などがついたり、葉っぱが巻き付いたりするなど、機械が止まり作業に支障をきたすため。)
 - ・木の根や草、花、ツタ、ツル、野菜など
 - ・砂、石、ビニール、たばこの吸い殻など異物が混ざっているもの
- ※リサイクルが目的ですので、リサイクルできないものは受け入れができません。
分別にご協力ください。

■注意事項 =

- ・町内の家庭から発生したものであるかを確認するために、運転免許証・車検証などの提示を求める場合があります。
- ・1トン以上のトラックなどで搬入する場合は、事前に町シルバー人材センターへご連絡をお願いします。
- ・枯れ木の場合は、受け取りをお断りする場合があります。

★お問い合わせは、

町シルバー人材センター

☎:52-7150

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

※汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度です。下水道への接続工事に対する補助ではありません。

■補助金額 =

人槽区分	【汲み取り槽または単独処理浄化槽からの転換の場合】
5人槽	33万 2,000 円
6～7人槽	41万 4,000 円
8～10人槽	54万 8,000 円
11～20人槽	54万 8,000 円

※新築に対する補助はありません

汲み取り槽または単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合は、上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(上限9万円)する制度を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(上限10万円)を行います。

■申請について =

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請と、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります。(交付決定前に職員が現場確認を行います。)また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助の対象 =

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件 =

- ・**公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。**
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
(世帯用の「滞納のない証明」を添付してください)
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。



町公式サイトはこちら



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆6月2日～8日は「危険物安全週間」です

令和6年度危険物安全週間推進標語

『次世代へ つなごう無事故と 青い地球』

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、6月2日(日)～8日(土)を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しています。

これを機に事業所では自主保安体制の確立を、町民の皆さんはセルフ給油所などで給油の際は注意事項を順守のうえ、事故防止に努めていただくようお願いします。



★お問い合わせは、
都城市消防局 予防課 ☎:22-8884 をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆殿岡生活改善センター日曜開放のお知らせ

町殿岡生活改善センターでは、さらなる利用率の向上と地元農産物の活用促進を目的とし、事前に申し込みのあった人に対し、令和6年度、平日の開放に加え下記の日程を試験的に開放します(ただし、予約の期限は、利用を予定する日の2カ月前までです)。

つきましては、次の内容をご覧くださいのうえ、ぜひご利用ください。

■令和6年度の開放スケジュール =

- 7月14日(日) ○8月18日(日) ○9月8日(日)
- 10月13日(日) ○11月10日(日) ○12月8日(日)
- 令和7年1月12日(日) ○令和7年2月9日(日) ○令和7年3月9日(日)



■施設利用料金について =

名称	グループ数	時間	加工期間	金額(税込)	
大会議室	1グループ	1時間		160円	
和室	1グループ	1時間		160円	
調理実習 および 農産物加工室	みそ加工	1グループ	1回	3日間	1万3,420円
	その他 (めんつゆなど)	1人につき	1時間	1日間	220円
			5時間以上		1,100円
みそ加工 + その他 (めんつゆなど)	1グループ	1回	3日間	1万4,520円	

■注意事項 =

- 利用時間は、原則午前8時30分から午後4時30分までです。
- 加工物(みそ、めんつゆなど)の材料は各自で準備してください。
- 諸事情(天候や災害など)により、利用が中止になる場合があります。



★お申し込み・お問い合わせは、殿岡生活改善センター ☎:52-7234

または、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086(直通) お願いします。

保健と福祉(高齢者)

◆高齢者の補聴器購入費用の一部を補助します

町では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴で生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。希望する人は、必要書類を渡しますので高齢者支援課までお越しください(書類は、町公式サイトからダウンロードもできます)。

■補助対象者 =

- 町内に住所がある満65歳以上の人
- 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた人(中等度難聴程度・医師の判断による例外あり)
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 町税などの滞納のない人

■補助の流れ =

①申請書の入手	高齢者支援課で、申請書と医師意見書用紙を受け取る。
②耳鼻咽喉科の受診	医師意見書用紙を持って、耳鼻咽喉科を受診する。 (受診料・検査料・文書料などは自己負担)
③申請・決定	ア ○申請書 ○滞納のない証明書 ○医師が発行した医師意見書 ○補聴器販売店が作成した見積書を高齢者支援課 介護高齢者係に提出する。
	イ 町から補助決定通知書と請求書の用紙が届く。
④購入	補聴器を購入し、購入店舗から領収書(宛名は申請者本人)をもらう。請求書に領収書と保証書の写しを添付し、高齢者支援課 介護高齢者係に提出する。 ※ 決定通知前に購入したものは、補助対象外。
⑤補助	指定口座に補助金が振り込まれる。

■助成内容 =

30,000円を上限に、1人1台(片耳分)1回限りの助成です。

※助成対象は、管理医療器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)です。

※故障修理、メンテナンスなどは対象外です。

※受診・検査費用などは自己負担です。

※予算の範囲内での支給となります。

★お問い合わせは、高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)をお願いします。



町公式サイトは
こちら

◆三股町人間ドックのお知らせ

30歳～70歳までで、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成します。健診結果を参考にして、日々の健康づくりに役立てましょう。

■対象者 = 節目年齢の人で、人間ドックの受診を希望する人
《対象者の生年月日一覧》

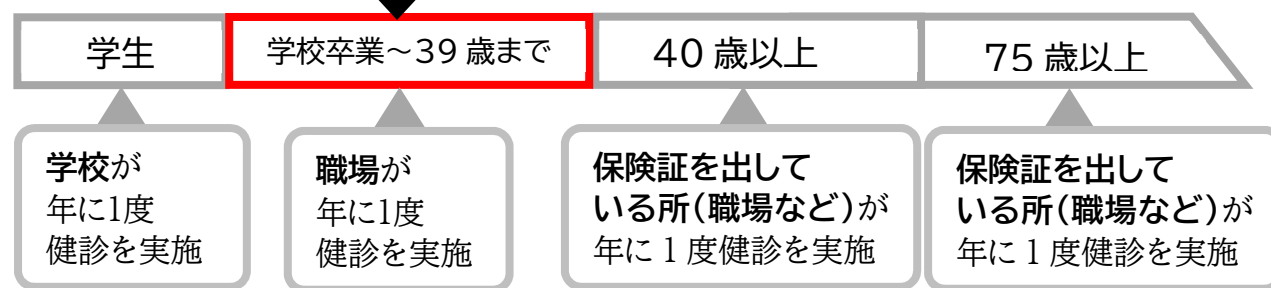


年齢	生年月日
30歳	平成6年4月2日～平成7年4月1日
35歳	昭和元年4月2日～平成2年4月1日
40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
45歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
55歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
60歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
65歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
70歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日

■ こんな人におすすめします！ ■

学校や職場での定期的な健康診断を受ける機会のない、30・35歳の人
(例:専業主婦、国民健康保険加入者で、自営業の人など)

年に1度の健診を受ける機会が無い人が多いです！



■定員 = 150人(定員になり次第、締め切ります)

■費用 =

種別	自己負担額	検査料(助成額)
消化器検査で、 胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	7,500円	3万1,500(2万4,000)円
胃部エックス線検査(バリウム)を選択	6,500円	2万7,500(2万1,000)円

※ 町の間ドック検査項目以外の検査を同日に実施(オプション検査)することも可能ですが追加の費用は自己負担になります。
※ 精密検査にかかる費用は自己負担です(保険診療で受けることになります)。

■検査項目 =

(1)診察	(2)問診	(3)身体計測	(4)呼吸器検査
(5)循環器検査	(6)超音波検査	(7)消化器検査	(8)脂質検査
(9)肝機能検査	(10)膵機能検査	(11)血液一般	(12)腎機能検査
(13)糖尿病検査			

※受診しない検査があった場合、助成ができませんのでご注意ください。

■予約方法 =

①健康管理センターに、令和6年度人間ドックの予約をする。

受付期間 5月15日(水)～31日(金)(※定員に達し次第締め切ります)

インターネットで予約をする

※5月15日午前0時～31日午後11時59分まで
受付が可能です。(夜間や休日も予約可能)
町公式サイト「令和6年度 人間ドックについて」から予約できます



電話で予約をする

健康管理センター 52-8481
午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日を除く)

- ②申請受付締め切り後のおおよそ2週間後に、健康管理センターから申請者の自宅に人間ドックの案内、受診券、問診票セット、検査キットが送られてくる。
- ③②で送られてきた案内をよく読み、希望する医療機関に予約をする。
- ④予約をした日に医療機関で人間ドックを受ける(令和7年3月31日までに受診)。

【実施医療機関】

共立医院・早水公園クリニック・メディカルシティ東部病院・宮永病院
吉松病院・藤元総合病院附属予防医療プラザ(旧:藤元総合病院附属総合健診センター)・都城健康サービスセンター

■注意事項 =

町の間ドックを受ける人は、町が実施する次の健診を受けることができません。
(※同じ内容の検査であるため。重複して受けると検査費用が全額自己負担になります)

- ・胃がん検診 ・胃がんリスク検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診
- ・(国民健康保険の方)特定健診

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481にお願いします。

◆令和6年度 都城北諸地域農作業料金および賃金表について

令和6年度の標準農作業料金および賃金表を次のとおりお知らせします。

都城市農業委員会 ・ 三股町農業委員会

作業種類			10 a 当り標準料金	備考
水稲	田植準備作業	荒 初 田	5,200円	①耕耘作業及び田植作業においての水管理と、硬化床からほ場までの苗運搬は、委託者が実施する。 ②中代を希望される場合は、別途料金(3,300円)とする。
		起 イタリアン跡	6,650円	
	植代	初 田 ・ イタリアン跡	6,680円	
		田 植	6,600円	
業	刈 取 脱 穀	バインダー刈取	7,700円	①バインダーはヒモ代を含む。 ②コンバイン及び脱穀機の結束機つきは、ヒモ代を含めて1,650円の割増とする。 ③カッター使用は1,430円の割増とする。
		脱 穀 作 業	7,150円	
	穀	コンバイン刈取	19,900円	
ソバ大豆作業	刈取脱穀	コンバイン刈取	12,100円	④全面倒伏、冠水田のコンバイン刈取（水稻）は、5,500円の割増とする。
一般畑作業	ロータリー耕耘	イタリアン跡	6,050円	イタリアン跡耕耘の2回目は、10アールあたり4,070円とする。
		とうもろこし・ソルゴー跡	5,060円	
		ソバ・大豆跡	4,730円	
労務費	農作業労務費		897円～	1時間あたり(令和5年10月6日から) 宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金

農作業の効率化とコスト低減に努めましょう。

※作業の難易、ほ場の面積、形状などによる割増割引の料金は、この表にかかわらず、別途受委託者間で設定することができます。

※この料金には、消費税(10%)が含まれています。

★お問い合わせは、農業振興課 農業委員会(3階 ③番窓口)

☎:52-9087(直通)をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	5月17日(金)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課

☎:23-4504 ファクス:23-0551

をお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「**成年後見制度の概要や利用方法**」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 5月23日(木)

■時間 = 午後1時～4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	5月18日(土) 毎月第3土曜日	An illustration of a child playing with toys, including a teddy bear, a red car, and a yellow box.
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します(一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。	

★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

※祝日は除く

■時間 = 午前9時～午後5時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。